

一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団壁面緑化奨励

苗木配布要綱

平成2年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、緑豊かな住みよい生活環境を創出し、潤いのある良好な都市景観の形成をめざすため、つる性植物による壁面緑化を行う者に対し、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団理事長（以下「理事長」という。）が、つる性植物苗木を配布するについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 壁面緑化 つる性植物（つた類）を公道に面して列状に植栽したものをいう。
- (2) 植栽用地、居住に用する建物、学校（学校教育法に定める学校）の校舎等並びに企業の事務所、工場及び倉庫等の建物が存する土地をいう。
- (3) 壁面 植栽用地内に存するブロック塀、石塀、ネット、フェンス等をいう。

(交付対象基準)

第3条 つる性植物苗木の配布を受けることのできる者は、本市において、植栽用地を所有し、又は、使用する個人又は法人で、次の要件に該当するものとする。

- (1) 壁面緑化を施工する場合は、工事着手前の確認を必要とする。
- (2) 当該植栽用地が公道に面した壁面につる性植物を列状に植栽できること。
- (3) 植栽できる土地の延長が5メートル以上あること。
- (4) 当該植栽用地が販売を目的としたものでないこと。

(苗木配布の申請)

第4条 苗木の配布を受けようとする者は、理事長が別に定める「つる性植物苗木配布申請書」（様式第1号）に関係書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(苗木配布の決定当等)

第5条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適正と認めたものに対して「つる性植物苗木配布決定通知書」（様式第2号）により通知する。

2 理事長は、前項の「つる性植物苗木配布決定通知書」を受けた者に次の各号に掲げる条件を付して苗木を配布するものとする。

- (1) つた類の植栽は、延長5メートル以上とし、かつ、植栽の本数は、概ね1メートルあたり2本以内とすること。
- (2) 植栽後、5年間は壁面緑化を廃止しないものとする。
- (3) 壁面緑化の健全な育成を図るため、病虫害防除、施肥、補植等万全の管理を行うこと。
- (4) 苗木の植栽は、道路整備を侵害しないこと。
- (5) 交通の支障にならないよう管理すること。

3 配布する苗木は別表1の種類とし、100株を限度とする。

但し、上記表における（ ）内の金額は、岐阜市緑の基本計画（平成21年10月策定）において「緑化目標水準を定める区域」内においては200株を限度とする。

(実施報告)

第6条 苗木の配布を受けた者は、第4条の申請書及び前条の条件にしたがい植栽を実施し、完成後10日以内に「つる性植物苗木植栽実施報告書」(様式第3号)を理事長に提出に提出しなければならない。

(現地の確認)

第7条 理事長は、前条の規定により実施報告を受理したときは、「つる性植物苗木配布決定現地調査報告書」(様式第4号)に基づき、植栽完了確認を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年5月22日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

別表1

ナツツタ	ビナンカズラ	ヘデラ・カナリエンシス
キツタ(フユツタ)	ビグノーニア	